

指定地域密着型介護老人福祉施設 望箭荘やまくに 重要事項説明書
(令和6年4月1日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 直心会
代表者氏名	理事長 梶原 正
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大分県中津市三光森山 823 番地 2 つくし園 電話 0979-43-6181 ファックス番号 0979-43-6182
法人設立年月日	昭和 58 年 3 月 9 日認可 昭和 58 年 3 月 26 日登記

2 入所者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	地域密着型介護老人福祉施設 望箭荘やまくに
介護保険指定 事業所番号	4 4 7 0 3 0 0 6 2 7 号
事業所所在地	大分県中津市山国町守実 77 番地 1
連絡先	電話番号：0979-62-3066 FAX 番号：0979-62-3077

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	地域や家庭との結び付きを行い、地域老人の福祉を増進すること。
運営の方針	入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者のサービス介護計画に基づき、保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を務めながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

(3) 事業所の施設概要

建物の構造	鉄骨造 2階建
敷地面積 (延べ床面積)	1,895.00㎡ (1,527.50㎡)
開設年月日	平成17年5月6日
入所定員	38名（うち、9名短期入所生活介護を含む）

＜主な設備等＞

居 室 数	個室 38 室
共同生活室	ユニット 4 室
便所	16
医務室	1 室
浴 室	一般機械浴槽 3 室
調理室	1 室
洗濯室	2 室
介護材料室	2 室
事務室	1 室
宿直室	1 室
併設事業所	(介護予防含む) 短期入所生活介護 (第 4470300627 号)

(4) サービス提供利用定員

利用定員内訳	38 名	万葉ユニット 9 名 花ユニット 9 名 果物ユニット 10 名 星座ユニット 10 名
--------	------	---

(5) 事業所の職員体制

管理者	施設長 草野敏彦	
職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1 名 (常勤)
医 師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	1 名 (非常勤)
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1 名 (常勤)
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1 名 (常勤)
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	2 名以上 (1 名 機能訓練員兼務)
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努めます。	1 名 (看護師兼務)
介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	14 名以上
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1 名 (常勤)
事務職員等	事務等、その他業務を行います。	2 名 (常勤)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
地域密着型施設サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画を作成します。 2 作成した地域密着型施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 地域密着型施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
入 浴	1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

お支払いいただく各サービス利用料の単価は、別紙のとおりです。

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

(3) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	理美容代	理容・美容サービス料	実費
2	日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費
3	電気使用料	持ち込み電機機器を使用される場合の電気使用料 1品につき	30円/日（税込）
4	貴重品管理費	入所者の希望により、貴重品の管理等を行います。 ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金 ・お預かりできるもの：現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書、健康保険証等 ・出納方法：預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、届出書を保管管理者へ提出していただきます。	700円/月（税込） 月の途中に入退所された月は日額25円
5	通信費	FAX送信料	1回10円（税込）
6	コピー代	書類等の複写料	1枚10円（税込）
7	特別な食事	ご利用者のご希望により特別な食事を注文した場合	要した費用の実費
8	退所していただく場合にもかかわらず、居室を明け渡さない場合	本来の退所していただく日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金	① ご利用者の要介護度に応じた介護報酬の全額 ② ご利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、直近の要介護度に応じた介護報酬の全額
9	その他	その他利用料をいただく事態が発生した場合は、その都度お客様に了解をいただき定めることとします。	

4 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日を目途に代理人又は身元引受人あてにお届け（郵送）します。
(2) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 入所者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ 支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退所等に当たっての留意事項

- (1) 入所対象者は、原則要介護度3以上の方が対象となります。
- (2) 下記の事項に該当するに至った場合には、退所していただくことになります。
 - ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合または止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は別紙参照）
 - ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は別紙参照）
- (3) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め徹底に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を必要に応じて開催し、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のためのマニュアルを整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 緊急時等における対応方法

事業所において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【嘱託医医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 水谷クリニック 所在地 中津市山国町守実 80 番地 1 電話番号 0979-62-2336 受付時間 8:30~12:30 14:00~18:00 診療科 内科 外科 小児科 消化器内科 漢方内科
【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 梶原病院 所在地 中津市殿町 3 丁目 29-8 電話番号 0979-22-2535 FAX 番号 0979-22-7807 受付時間 8:30~17:00 診療科 内科 人工透析内科 外科 整形外科 胃腸科 消化器内科
【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 熊谷循環器内科医院 所在地 中津市山国町守実 322 番地 電話番号 0979-62-2126 FAX 番号 0979-62-2130 受付時間 8:30~12:30 14:00~17:30 診療科 循環器科 内科 小児科
【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	医療機関名 篠島歯科医院 所在地 中津市山国町守実 160 番地 8 電話番号 0979-62-2125 FAX 番号 受付時間 8:30~12:00 13:30~18:30 診療科 保険診療/虫歯

8 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備しています。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

事故発生防止に関する担当者	事業課相談係主任 介護支援専門員 掛橋健一
---------------	-----------------------

- (5) 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 事業所は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【中津市（保険者）の窓口】 中津市役所 福祉部 介護長寿課	所在地 中津市豊田町14番地の3 電話番号 0979-22-1111 ファックス番号 0979-26-1217 受付時間 8:30～17:15(土日祝は休み)
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 () 住所 電話番号 携帯番号 勤務先

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護社会福祉施設賠償特約
	補償の概要	賠償事故
自動車保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	自動車保険
	補償の概要	対人賠償 対物賠償 搭乗者損害 車両免責

9 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者 防火管理者	事業課介護係 副主任 長澤有起
----------------------	-----------------

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。

避難訓練実施時期：（毎年3回 6月・10月・3月）

- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情の受付・・・苦情は、電話・面接・書面等により苦情受付担当者が随時受付する。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。

- ② 第一次話し合い・・・受付けた苦情は、その内容や苦情申出人の希望等を確認し、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。その際、第三者委員の助言や立ち会いの要否を確認し、必要であれば第2次の話し合いを行う。

- ③ 第二次話し合い・・・苦情申出人・苦情解決責任者は、第三者委員による解決案の調整、助言を得ながら話し合いによる解決を図る。

- ④ 解決困難な苦情について・・・

第一次及び第二次話し合いで解決できない苦情については、大分県社会福祉協議会が設定する運営適正化委員会に申し立てる事ができる。介護保険関係については、市町村の介護保険担当課や大分県国民健康保険団体連合会にも申し立てる事が出来る。

- ⑤ 解決結果・・・個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等に実績を記載し、公表する。

- ⑥ 苦情申立の窓口 苦情解決委員会

【事業者の窓口】 苦情解決責任者 苦情受付担当者	氏 名	所属・職	電話番号
	草野敏彦	望箭荘やまくに施設長	62-3066
		望箭荘グルーホーム山国代表	62-2670
	都留佐知子	望箭荘やまくに事業課主任	62-3066
	時増和成	望箭荘グルーホーム山国1F管理者	62-2670
	栗野一平	望箭荘グルーホーム山国2F管理者	62-2670
第三者委員	氏 名	所属・職	電話番号
	木下千賀子	元法務省人権擁護委員	43-5067
	宇都宮信子	法務省人権擁護委員	43-2043
	松尾慶一	社会福祉士	43-5310
【中津市（保険者）の窓口】 中津市役所 健康福祉部 介護長寿課	所 在 地	中津市豊田町14番地の3	
	電話番号	0979-22-1111	ファックス番号 0979-26-1217
	受付時間	9：00～17：00（土日祝は休み）	
【中津市（保険者）の窓口】 中津市山国支所 総務住民課	所 在 地	中津市山国町守実130番地	
	電話番号	0979-62-3111	ファックス番号 0979-62-2590
	受付時間	9：00～17：00（土日祝は休み）	

【公的団体の窓口】 大分県国民健康保険団体連合会 苦情処理専用	所 在 地 大分市大手町2丁目3番12号 電話番号 097-534-8475 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 大分県社会福祉協議会内 大分県福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地 大分市大津町2丁目1番41号 電話番号 097-558-0301 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）

13 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	事業課介護係主任 社会福祉士 都留佐知子
-------------	----------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図ります。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、指定介護老人福祉施設サービス提供の開始にあたり、入所者に説明を行いました。

事業者	所在地	大分県中津市三光森山851番地
	法人名	社会福祉法人 直心会
	代表者名	理事長 梶 原 正
	事業所名	特別養護老人ホーム 望箭荘やまくに 施設長 草 野 敏 彦 印
	説明者氏名	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏 名	印

代理人	住所	
	氏 名	印 (続柄)

身元引受人	住所	
	氏 名	印 (続柄)